**「鎌倉市いじめ防止対策推進条例」についてのご意見を募集します**

いじめの防止等のための対策について基本理念を定めるとともに、本市の施策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止、早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として「鎌倉市いじめ防止対策推進条例」を制定しようとするものです。

制定を進めるにあたり、市民等の皆様からご意見をいただくため、意見募集（パブリックコメント）を実施します。

**１　募集期間**

　　令和７年（2025年）９月12日（金）から令和７年（2025年）10月11日（土）まで**＜必着＞**

**２　ご意見の提出方法及び提出先**

　　別紙の意見応募用紙にご記入の上、郵便、ファックス、電子メール、直接持参、回収箱に投函のいずれかの方法により次の提出先へご提出ください。また、別紙の提出用紙に限らず、「鎌倉市いじめ防止対策推進条例」に対するご意見である旨、お名前、ご住所、電話番号を記入の上、任意書式でご提出いただくことも可能です。なお、電話や窓口による口頭でのご意見は、原則としてお受けできません。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提  出  先 | 郵便 | 〒248-8686　鎌倉市御成町18番10号  　　　　　　鎌倉市教育委員会教育文化財部教育指導課　宛て |
| ファックス | 0467-25-5569 |
| 電子メール | <shidokyo@city.kamakura.kanagawa.jp>  ※件名に「鎌倉市いじめ防止対策推進条例(案)意見募集」と記載してください。 |
| 直接持参 | 教育指導課（鎌倉市御成町18番10号　市役所第4分庁舎2階） |
| 回収箱 | 市役所本庁舎１階ロビー、鎌倉生涯学習センター、中央図書館、腰越図書館、深沢図書館、大船図書館、玉縄図書館 |

**３　提出できる方**（鎌倉市意見公募手続条例第２条第３号に規定された「市民等」）

　・市内に住所を有する方

　・市内の事務所又は事業所に勤務する方・市内に事務所又は事業所を有する方

　・市内の学校に在学する方

　・市に対し納税義務を有する方

　・この事案に利害関係を有する方

**４　閲覧・配布場所**

鎌倉市ホームページに掲載の他、市役所本庁舎１階ロビー、教育指導課（市役所第4分庁舎2階窓口）、鎌倉生涯学習センター、各図書館、各支所

**５　意見等の公表**

いただいたご意見とそれに対する市の考え方については、個人情報（氏名、住所等）を除いて整理した上で、後日市ホームページにて公表します。なお、個々のご意見に対して、個別回答はいたしませんので、ご了承ください。

**６　問い合わせ先**

　　鎌倉市　教育委員会　教育文化財部　教育指導課

電話 0467-61-3812　ファックス 0467-25-5569　メール shidokyo@city.kamakura.kanagawa.jp

**鎌倉市いじめ防止対策推進条例に対する意見応募用紙**

提出期間：令和7年（2025年）9月12日（金）～令和7年（2025年）10月11日（土）**＜必着＞**

担当：鎌倉市教育委員会教育文化財部教育指導課

【提出日：令和　　年　　月　　日】

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 | （住所が市外の場合は、市内の勤務先や学校の名称等を記入してください。） |
| 氏名 |  |
| 法人・その他団体等の名称 | （法人・その他団体等の場合は記入してください。個人の場合は空欄で構いません。） |
| 電話番号（連絡先） |  |
| 区分  （該当するものにチェックしてください。） | □　市内に住所を有する方  □　市内の事務所又は事業所に勤務する方、市内に事務所又は事業所を有する方  □　市内の学校に在学する方  □　市に対し納税義務を有する方  □　この事案に利害関係を有する方（理由を記載してください。）  理由： |
| 意見記入欄（欄が足りない場合は、別紙に記載し、添付してください。） | |
|  | |